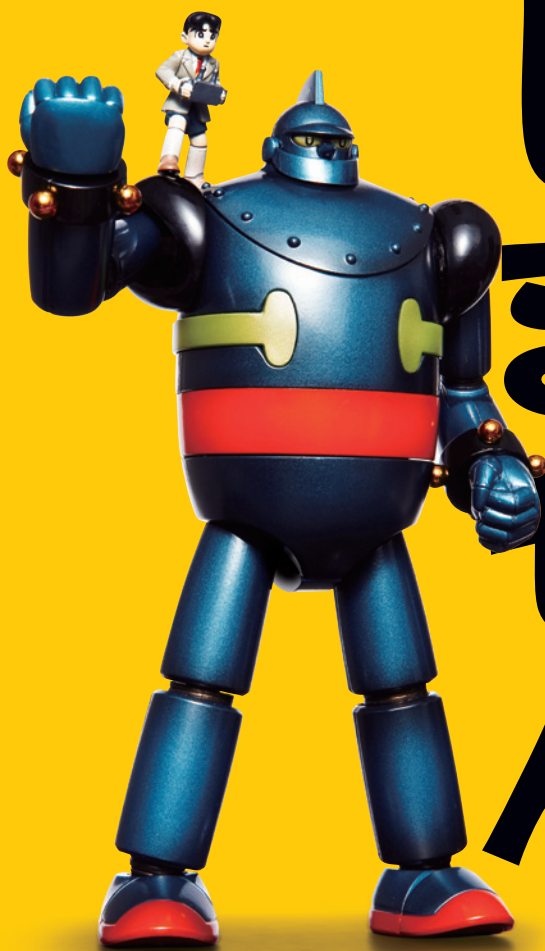


反社会的勢力とは

取引いたしません。



©光プロダクション

信用保証委託契約書に
反社会的勢力の排除条項を
盛り込んでいます。

信用保証協会
警察庁

信用保証協会

検索

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

信用保証委託契約書抜粋（暴力団等の反社会的勢力排除条項）

（反社会的勢力の排除）

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を棄損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

本条項は、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことおよび暴力的要求行為等を行わないことなどを表明、確約していただくものです。

暴力団等の反社会的勢力は、当然のことながら信用保証の対象となりませんのでご留意ください。